



## 四つの経済体制：ピユッツの論説をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-09-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福田, 敏浩 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00010066">https://doi.org/10.24729/00010066</a>

# 四つの経済体制

——ピユッツの論説をめぐって——

福田敏浩

## 目次

はじめに

一 体制類別の基準

二 四つの基本体制

三 ピユッツ説の評価

おわりに

## はじめに

ドイツ語諸国では伝統的に経済の秩序や体制にかんする研究が盛んである。この分野での論著は膨大な数にのぼる。が、経済秩序もしくは経済体制の原理的研究はそれほど多くはない。アドルフ・ヌスパウマーは、この方面で主導的な役割を演じてきた論者として次の三人の名前を挙げている。① ウェルナー・ゾムバルト、ワルター・オイケンならびにテオドル・ピユッツがそれである。いうまでもなく、体制にたいする問題意識も、理論の内容も三者三様である。けれども、体制問題への接近方法という点からみると、三者とも同じ手法を採用している、ということができる。つまり、ゾムバルトにせよ、オイケンにせよ、ピユッツにせよ、いずれも類型学的方法をもって理論を構築していることが分かる。

周知のように、西側の資本主義も、東側の社会主義もそれぞれ変貌をとげ、多様化への道をたどりつつある。東側のコムコン諸国では、戦後いち早くソ連圏から離脱したユーゴスラヴィアを別として、どの国も大体六〇年代のなかばごろまでソ連型の中央管理の体制をとってきたが、いわゆる経済改革が契機となって多様化への動きが生じた。コムコン諸国における経済改革の具体的なあり方は一様ではなく、国ごとに事情は異なるが、いまヘンゼルにならって改革のタイプを類別すると、体制保持的改革 (systemhaltende Reform) と体制改変的改革 (systemverändernde Reform) とに区別することができる。<sup>②</sup>

体制保持的改革とは、従来からの中央管理体制を基本的に維持しつつ、部分的な修正を行なおうとするものであり、いわば体制内改革の性格をもつ。ソ連、東ドイツならびにポーランドがこの型の改革を実施してきた、といえる。これにたいして体制改変的改革とは、ソ連型の中央管理体制を根本的に改変し、いわゆる市場社会主義 (Marktsocialismus) への道を志向するものであり、いわば体制変革の性格を有する。ヘンゼルによれば、このタイプの改革の先端をきいているのがユーゴスラヴィア、そして (一九六八年までの) チェコスロヴァキアとハンガリーがこの方向をめざしている、という。こうしてソ連・東欧諸国の経済体制は経済改革以後、大きな変貌をとげ、かつての一枚岩的な構造から分岐への道をたどっていることは、いまや誰の眼にも明らかとなった。

一方、西側の資本主義諸国においても事情は同じである。かつてのレッセ・フェールの資本主義はすでない。この一世紀のあいだに資本主義は質的に大きく変化した。ことに国家と経済との関係の変容にこれを見ることができよう。現代の資本主義にあつては、国家はもはやかつての夜警国家ではなく、経済にたいして強力な発言権を有する「巨大な政府」<sup>③</sup> となっている。むろん経済への国家の干与の具体的な形態は各国各様であるが、一般に国家が経済の全般的調整者、少なくとも経済の全般的調整の補完者の地位を占めていることは、争いがたい現実となっている。<sup>④</sup> いわゆる混合経済もしくは二重体制の出現である。

以上、東西両体制の現実動向を簡単に概観したが、問題はこうした現実をどのような視角から把握するか、にある。多くの論者が指摘しているように、伝統的な資本主義対社会主義または市場経済対計画経済という思考図式でもってしては十分に把握しえないことは、いまや明らかである。現実の変化によってわれわれは新たな対応を余儀なくされている、といえるだろう。現実の動きに即応した体制論を確立することが急務である。この点からみると、ヌスバウマーによって高く評価さ

れたビュッツの体制論は、一考に値するやうに思われる。というのはビュッツの論説にあっては、第一に、まさに多様化した東西の諸体制が問題にされているからであり、第二に、伝統的な類型学的方法が用いられているにもかかわらず、類型化の基準の設定にかんして他の諸論説にはみられない獨創性が含まれているからである。そこで小稿では、現実適合的な体制論の確立という問題意識をもつてビュッツ説に含まれている主要な論点を整理し、体制問題にたいするかれの基本的な考え方を明らかにしたい。

テオドール・ビュッツ (Theodor Putz) は一九〇五年生れのウィーンの政策学者である。第二次大戦後の西側ドイツ語諸国では一般経済政策論 (Allgemeine Wirtschaftspolitik) の研究が本格的に進められてきたが、ビュッツはこの方面の議論に大きな影響力を及ぼしている論者のひとりである。また著書として、Theorie der allgemeinen Wirtschaftspolitik und Wirtschaftslenkung, Wien 1948、V' Grundlagen der theoretischen Wirtschaftspolitik, Stuttgart 1971 などがある。いずれも一般経済政策にかんする理論書である。小稿で取り上げたビュッツの体制論は、このような一般経済政策の理論の一章を成すものである。いいかえれば、かれの体制論は政策論の基礎理論ともいうべき位置を占めている、ところである。<sup>⑤</sup>

#### 註

- ① A. Nussbaumer : Die Bedeutung "strategischen Verhaltens" für die Systematik der Wirtschaftsordnungen. in : E. Durr, W. A. Jöhr, K. W. Rothschild (Hrsg.) : Beiträge zur Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, Festschrift für Theodor Putz, Berlin 1975, S. 31.
- ② K. P. Hensel : Zur theoretischen Begründung der Wirtschaftsreformen in Osteuropa. in : H. Arndt (Hrsg.) : Sozialwissenschaftliche Untersuchungen, Berlin 1969, S. 320.
- ③ W. Brus : The Economics and Politics of Socialism, London 1973. 佐藤経明訳『社会主義と社会政治と経済』岩波書店一九七八年、三一ページ。
- ④ 野尻武敏、『経済政策原理』晃洋書房一九七三年、二二—二七ページ。
- ⑤ ヴィンツの経歴ならびに業績の細目については、前掲の E. Durr, W. A. Jöhr, K. W. Rothschild (Hrsg.) : Beiträge zur Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, S. 9—13, S. 305—308 を参照せよ。

(一) さきに闡説したように、ピユッツが問題にするのは、東西の諸体制である。したがってまず、いわゆる南の国々にの体制は最初から考察の外に置かれてことに注意しておかねばならない。いうまでもないことだが、経済体制論の分野では伝統的に東西の諸体制に関心が寄せられてきた。南の発展途上諸国に研究者の眼が向けられるようになったのは、比較的最近のことである。この方面の研究は、いわゆる南北問題あるいは開発経済学の形をとって六〇年代に本格化されたものである。したがって、研究の対象という点からみると、ピユッツの論説はオーソドックスな部類に属する、といえるだろう。

(二) にもかかわらず、ピユッツ説の魅力はこのような対象の把握の仕方にある、と考えられる。むしろ、さきにふれたように、ピユッツが拠りどころとする接近方法は類型学であり、しかもこの方法そのものはドイツ語圏では伝統的に採用されてきたことを考え合わせるならば、接近方法にかなして目新しいものがピユッツ説に含まれている、とはいえない。しかし、類型学的方法は何らかの基準を立て、これをもとに対象を類別することに方法としての特性をもつ。したがって、類型学的方法をもって理論を構築するばあいに要求される最重要事のひとつは、どのような基準を設定するか、であろう。当然のことながら、基準の設定いかによって理論の内容は異なってくる。ドイツ語圏を代表するゾムバルトとオイケンはいずれも類型学的手法を拠りどころとしているにもかかわらず、両者の理論に違いがみられるのはまさしく基準の設定の相違からくる、といっても過言ではない。この基準の設定という点に着目するならば、ピユッツの論説はこれら二人の先達の業績に匹敵するほどの獨創性を含んでいる。われわれがピユッツ説に注目するゆえんの一端はまさにこの点にある。そこでまず、ピユッツ説の柱のひとつをなす体制類別の基準の問題から検討を加えていくことにしたい。

(三) この二世紀ばかりの経済は、分業と交換をもって特徴づけられる。生産と消費が分離し、前者は企業において、後者は家計において行なわれる。企業や家計などの個別経済のあいだにはさまざまな交換関係が成り立っている。ピユッツによれば、このような分業的な交換経済においては次の根本的な体制問題がある。「個別経済の計画の内容は誰が決定するか、またこれらの計画はどのように調整されるか」<sup>①</sup>がこれである。体制類別の基準の設定にあたってピユッツが着目するのは、この個別経済相互の調整方式である。したがってまず、ピユッツにあっては体制類別の視点はなによりも個別経済の活動な

らびにその相互調整に置かれていることに注意しておかねばならない。

しかしながら、この点にピュッツ説のオリジナリテイがあるとはいえない。むしろ、この点にかなするかぎり、ピュッツはオイケンの論説に多くを負っている。周知のようにオイケンは、体制類別の視点を個別経済に置き、生産とか消費といった日常の経済活動の計画主体は誰か、より正確に言えば計画主体の数（一者か、二者以上の多数か）を標識にして中央指導経済と流通経済の二様の経済体制を区別した。前者は共同体の日常の経済生活の全体の指導が一個の中央機関によるのたいし、後者はみずから経済計画を立て実行する多数の個別経済から社会経済が成り立っていることが特徴とされる。このようにオイケンにあっては、計画主体の数という形式的な標識が体制類別の唯一の基準として措定された。この意味でオイケン説は「標識一元論」<sup>③</sup>（Merkmalsmonismus）もしくは「基準一元論」<sup>④</sup>（Kriterienmonismus）をもって特徴づけることができる。

さて、ピュッツはこのようなオイケン説の検討を経てその基本的な考え方を受け容れるに至った、と解される。たとえ「具体的な経済秩序を分析し類型化しようとするば、（オイケン流の）二つの調整原則はたしかに根本的な意義を有する」という発言がこのことを裏書きしている。こうしてピュッツはオイケンに依りながら、個別経済活動の調整方式に二つの原則を区別する。市場経済的調整原則（marktwirtschaftliche Koordinationsprinzip）と中央管理経済的調整原則（zentralverwaltungs-wirtschaftliche Koordinationsprinzip）とがこれである。ピュッツによれば、これら二様の原則は「これをW・オイケン流に定義すれば、論理的に考えられる（可能な）調整原則である。」<sup>⑤</sup>このことは、需給の調整方式もしくは調整原則には論理的にみてこれら二様のものしかありえず、第三の原則は考えられないということを意味する。市場経済的調整原則とはいわゆる市場メカニズムに対応するものである。ここではどの個別経済も自主的に計画を立て、これらの個別計画から生じる需要と供給は市場価格によって自動的に調整される。一方、中央管理経済的調整原則はいわゆる計画メカニズムに相当する。経済計画の主体はひとつの中央機関である。この機関だけが生産と消費にかんして総体経済的計画（マクロ計画）を策定する権限をもち、しかもこの計画の枠内で個別経済計画の内容（ミクロ計画）をも決定する。したがって個別経済は計画策定の主体ではなく、せいぜいのところ中央から下達されてくる計画の履行者でしかない。このシステムではミクロの計画指標、つまり個別経済にたいする義務的指標が、市場メカニズムにおける価格に相当する役割を演じる。

四）ところでピュッツは、調整原則をもって体制の類別が十分に可能である、と考えているわけでは決していない。むしろ

それだけでは不十分であるとされ、これに加えていまひとつ別の基準が立てられる。ピユッツによれば、社会諸秩序(法、政治、経済など)は自然と異なつて、そのときどきの価値観念(Wertvorstellungen)や目標(Ziele)によつて根本的に規定される。<sup>⑧</sup> いいかえれば、「この社会秩序も価値に關係づけられ、このかぎりで意味をもつ」。<sup>⑨</sup>ここに価値もしくは価値観念とは、たとえば自由(Freiheit)、公正(Gerechtigkeit)、福祉(Wohlstand)ならびに安定(Sicherheit)などである。<sup>⑩</sup>これらの価値観念のうちどれが優位するかは、むろん時代ごとに異なるが、そのときどきに實現されてくる諸秩序の背後には必ず一定の価値観念がある。逆にいえば、一定の価値観念または目標を實現するために、諸秩序が形成されてくる。この意味で社会諸秩序は「特定の目標を實現するための相対的に最良の手段と解される」<sup>⑪</sup>これらからピユッツにあつては価値観念と社会諸秩序との關係はいわゆる目的——手段の關係として捉えられている、と解釈することができよう。ところで経済秩序も社会秩序のひとつであることから当然、特定の価値観念を實現するための手段であり、いわば「用具的な価値」(instrumentaler Wert)を有するにすぎない。<sup>⑫</sup>とすれば、経済秩序の存在の根拠は自らのうちにはなく、そのときどきに支配する価値観念にあることになる。このかぎりで、価値観念と経済秩序とのあいだには一定の意味関連(Sinnzusammenhang)が成立している。

さて、ピユッツは体制の類別にさいしてこの意味関連を重視する。そしてこうした視点をもつてことに国家と経済との關係に着目する。ここに国家と経済との關係とは、経済政策の主体たる国家と個別経済との關係、つまり、個別経済がどのようにに国家に從属し、個別経済活動がどのようにに経済政策目標に整序されるか、にはかならない。ピユッツはこの点にかかわる原則を從属原則(Subordinationsprinzip)と呼ぶ。<sup>⑬</sup>こうしてここに、さきにふれた調整原則とともに從属原則が体制類別の基準として設定されてくる。オイケンとの関連でいえば、ピユッツ説は基準二元論として捉えることができよう。

(四) 從属原則は次の四つのタイプに區別される。

- 1 經濟過程への国家の不干渉の原則
- 2 經濟過程の市場適合的な指導の原則
- 3 經濟過程の指令的中央計画の原則
- 4 經濟過程の中央計画適合的な指導の原則

ここで問題となるのは、これら四つの原則の区別の視点である。ピユッツはどのような観点から従属原則を四つのタイプに区別したのであろうか。この問いに答えるにはまずもって、個別経済の計画要素 (Planlemente) と計画与件 (Planfaktoren) にかんするかれの考えを明らかにしておかねばならない。ここに個別経済とはいうまでもなく企業と家計である。どの企業もどの家計も一定の期間ごとに立てられる計画をもとに活動する。ピユッツはこの計画の内容もしくは計画の対象を計画要素と呼び、企業と家計のそれぞれについて次の諸要素を挙示している。<sup>16)</sup>

企業の計画要素——生産すべき製品またはサーヴィスの種類とその量、使用すべき生産手段 (ことに補充投資ならびに新投資) の種類とその量、生産方法、立地、(生産物の) 販売価格と(生産手段の) 購入価格など。

家計の計画要素——所得の消費と貯蓄への配分、購入すべき消費財の種類とその量、立地、労働力や資産の使用など。

一方、計画与件とは個別経済にとつて与えられたものであり、その活動をいわば外から制約する種々の条件にはかならない。これにはたとえば次のものがある。<sup>17)</sup> 市場価格 (現行または予想価格)、賃金率、利子率、経済政策の用具変数 (税率、関税率、補助金、社会保障など)、法規範 (経済活動にかんする各種の法律) など。

ピユッツにあっては、従属原則の区別の視点は結局のところ、個別経済のどの点に国家が干与するか——計画要素にか、それとも計画与件にか——に置かれている。<sup>18)</sup> むろん、国家が個別経済の活動に干渉を加えないばあいが考えられる (レッセ・フェールの原則)。さきに挙げた第一の原則がこれである。国家の経済諸施策の投入点 (Anfangspunkt) が計画与件に限定される (したがって原則として個別経済の活動の自由が認められる) ばあいが第二のタイプであり、計画要素にも国家が介入するばあいが第三ならびに第四のタイプである。第三と第四のタイプを区別する基準はいまひとつ明らかでないが、結局、個別経済の活動の自由度にこれを置いている、と解するはかはない。というのも、ピユッツの説明に従うと、第三のタイプにあっては計画要素のすべてが国家によって規定されることにより個別経済の活動の自由が全面的に排除されるのにたいし、第四のタイプにおいては原則として計画の内容が上から決められてくるにもかかわらず、ある程度の活動の自由が個別経済に与えられる、とされているからである。<sup>19)</sup>

丙) 以上、従属原則についてくわしくみてきたが、ここでいまひとつ価値と従属原則との関係に言及しておかねばならない。既述のところから明らかのように、従属原則は価値と密接なかわりをもつ。つまり、四つのタイプの原則のそれぞれ

の背後には一定の価値観念が相即する形で存在する。たとえば、第一のタイプの原則には「自由」が、第二の原則には「拘束された自由」(gebundene Freiheit)が対応している。別言すれば、四つのタイプの原則にはそのときどきに支配する価値観念が投影され、したがって両者のあいだには一定の意味関連が必ず成立している。このようだとすれば、その時代に支配する価値観念が国家と経済との関係を根底から規定することになる。

(四) これまでに述べてきたところから明らかなように、国家と経済との関係にかかわる従属原則を体制類別の標識として設定した点にピュッツ説の独自性があるといえるが、ここでこの点に関連して二、三、私見を交えながら補足的な説明を加えておきたい。ピュッツ説にあっては価値観念の問題が考慮に入れられていることはすでにみた通りであるが、このファクターを重視するのは何もピュッツに限られてはいない、ということに注意しておかねばならない。学説史的にふり返ってみると、いわゆる歴史学派の線上にある論者たちはそのときどきに支配する価値観念または時代精神を重視し、これを柱に理論を築いているのが普通である。たとえば、歴史学派の批判的展開者として知られるゾムバルト、そしてその流れをくむシュピートホフやリッチュルやハイマンらの体制論では——むろん論者によって理論の内容に開きがあるにしても——多様な諸要素を全体へと意味的に統合化する統一原理として時代精神に注意が向けられている、といっても過言ではない。私見によれば、価値観念や意味関連を強調するピュッツの論説もこの派の影響を強く受けている、と考えざるをえない。しかしだからといって、ピュッツ説をゾムバルトの線上に位置づけてしまふわけにはいかないだろう。というのは、すでにみたようにゾムバルト流の理論(ピュッツの言葉を借りれば「歴史的理論」historische Theorie)に反対の立場をとった、あのオイケンの考えも取り入れて自説を組み立てようとしているからである。このようだとすれば、ヌスバウマーが示唆しているように、ピュッツはゾムバルト流の理論とオイケン流の理論(ピュッツの表現を移せば「モデル理論」Modelltheorie)をとともに活用し、このことを通して独自の理論の構築もしくは独自の方法的立場の確立をめざそうとしている、という解釈も成り立つかもしれない。が、この問題の解明はわれわれの当面の課題ではない。この点の検討は別の機会に譲ることにして、次にピュッツ説のもうひとつの柱をなす体制類別化の問題に歩を進めることにしよう。

- ① Th. Putz : Grundlagen der theoretischen Wirtschaftspolitik, 3 neuarbeitende und erweiterte Auflage, Stuttgart 1975, S. 22.
- ② ホーケンの論述については拙著「ホーケン——兼田由子嬢の経済学思想——」(『新国史論叢刊』現代の経済学思想) 兼田嬢一六七六年(所収)を参照せよ。
- ③ G. Neuhäuser : Die wirtschaftspolitische Konzeption als Problem der theoretischen Wirtschaftspolitik. in : H.-J. Seraphim (Hrsg.) : Zur Grundlegung wirtschaftspolitischer Konzeptionen, Berlin 1960, S. 45. K. Dopfer : Ost—West Konvergenz : Werden sich die östlichen und westlichen Wirtschaftsordnungen annähern ?, Zürich 1970, S. 28.
- ④ A. Nussbaumer : Die Bedeutung, a. a. O., S. 32.
- ⑤ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 24.
- ⑥ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 23.
- ⑦ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 24.
- ⑧ Th. Putz : Zur Typologie wirtschaftspolitischen Systeme. in : Jahrbuch für Sozialwissenschaft, Bd. 15, 1964, S. 133, Ders : Theorie der Allgemeinen Wirtschaftspolitik und Wirtschaftslenkung, Wien 1948, S. 63—64, Ders : Marktmechanismus, wirtschaftspolitische Macht und Wirtschaftsordnung, in : Jahrbuch für Sozialwissenschaft, Bd. 2, 1951, S. 7—8.
- ⑨ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 24.
- ⑩ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 19.
- ⑪ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 26.
- ⑫ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 26.
- ⑬ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 24.
- ⑭ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 24, 27—28.
- ⑮ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 22, Ders : Theorie a. a. O., S. 210—213.
- ⑯ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 22, Ders : Theorie a. a. O., S. 210—213.
- ⑰ Putz : Grundlagen a. a. O., S. 22, Ders : Theorie a. a. O., S. 212.
- ⑱ Putz : Theorie a. a. O., S. 210—213.

- ① Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 24.  
 ② Putz : Theorie. a. a. O., S. 157—158.  
 ③ Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 25.  
 ④ Putz : Theorie. a. a. O., S. 63.  
 ⑤ ヌスバウアーは、ピュッツ説は「ソムバルトによって提示された諸要素がオイケンに由来する分類法に組み込まれている」ことをもつて特徴づけられると云ふ。Nussbamer : Die Bedeutung. a. a. O., S. 33.  
 ⑥ Putz : Zur Typologie. a. a. O., S. 134.

## 二 四つの基本体制

調整原則と従属原則とを基準にしたはあい、どれだけの体制が類別されてくるか。以下、この問題を中心にしてピュッツ説に検討を加えていくことにしたい。

(一) 体制類別化にかんするピュッツの言をここに引けばこうである。「経済秩序の基本体制は、調整原則と従属原則とのさまざまな組み合わせをもって特徴づけられる」と。このことからして、調整原則と従属原則とを組み合わせることによって基本体制 (Grundsysteme) の数が確定されると考えてよい。結論を先取りすれば、ピュッツはこの方法でもって基本体制に次の四つものを類別する。「自由市場経済」(Freie Marktwirtschaft)、「指導市場経済」(Gelenkte Marktwirtschaft)、「全面中央管理経済」(Totale Zentralverwaltungsirtschaft)、「改革型の中央管理経済」(Reformierte Zentralverwaltungsirtschaft)がそれである。これらについての説明は後に譲ることにして、われわれはなによりもまず、ピュッツは調整原則と従属原則をどのように組み合わせさせて四つの基本体制を類別したのか、という点を明らかにしておかねばならない。

(二) まず、ピュッツが注目するのは調整原則である。さきにもたように調整原則には二様のものが区別された。市場経済的調整原則と中央管理経済的調整原則とがそれである。ピュッツによれば、基本体制を類別するにあたっては、「調整原則もしくは調整システムは二つ——市場による調整か、それとも中央管理による調整か——しかない」ということから出発しなければならぬ。とすれば、ピュッツ自身が明言しているわけではないが、調整原則を基準にしたはあい論理的にまず、二つの

基本体制が区別されることになるだろう。これら二つの体制に名称は与えられていないが、われわれはピユッツの主張を解釈して一応、需給の調整が市場によるばあいを市場経済、中央管理によるばあいを中央管理経済と呼んでおこう。

次に従属原則が問題になるが、これには四つのタイプが区別された。いま一度ここに示しておけば、経済過程への国家の不干渉の原則、経済過程の市場適合的な指導の原則、経済過程の指令的中央計画の原則ならびに経済過程の中央計画適合的な指導の原則がこれである。私見によれば、内容的にみて前二者は市場経済での、他の二つは中央管理経済での国家と個別経済との関係にかかわる原則と考えられる。そうだとすると、これらの従属原則は市場経済と中央管理経済のそれぞれをさらに細分化するための基準と解することができる。いいかえれば、この基準を取り入れることによって市場経済と中央管理経済にはそれぞれ二様のものが区別されることになる。つまり、前者は(経済過程への国家の不干渉の原則をとる)自由市場経済と、(経済過程の市場適合的な指導の原則に立つ)指導市場経済に、後者は(経済過程の指令的中央計画の原則をとる)全面中央管理経済と、(経済過程の中央計画適合的な指導の原則に立つ)改革型の中央管理経済とに区別されてくる。

(三) 以上がピユッツの体制類別化にかんするわれわれの解釈であるが、次に四つの基本体制のそれぞれについて簡単な説明を加えておきたい。まず、「自由市場経済」は、さきのところから明らかなように、市場による調整原則と経済への国家の不干渉の原則との組み合わせをもって特徴づけられる。別言すれば、これら二つの原則は自由市場経済の柱をなす構成要素である。この基本体制のもとでは、需給の調整は市場メカニズムにゆだねられ、経済過程への国家の干渉は斥けられる。が、国家は何らの役割をも演じないというのではない。「国家は秩序、政策的な機能をもつ。」つまり、自由競争の形成・維持にかんする法的枠組み(ピユッツの表現を移せば、Wirtschaftsverfassung)を設定する(夜警国家)。このように特徴づけられる自由市場経済は、いわゆる自由資本主義に相当する、といえる。次に「指導市場経済」は基本的に、市場経済的調整原則と、経済過程の市場適合的な指導の原則という二つのファクターから構成される。この基本体制においては、原則として個別経済の活動の自由が認められ、需給の調整は市場メカニズムを通して行なわれるが、一方で経済のさまざまな領域に国家が進出してくる。しかし、国家の任務は主として、市場の自動調整機能をもってしては処理できない諸問題(安定成長、完全雇用、通貨の安定ならびに環境保全など)の解決に限られる。むろん、個別経済の活動の自由を部分的に制限するばあいも考えられるが、国家は総じて経済の全般的調整の補完者の地位にとどまる。以上の特徴をもつ指導市場経済の具体例としては、今日の

西側諸国の（ふつう現代資本主義とか混合経済と総称される）諸体制が挙げられている。さらに注目すべきことは、ピユッツはチエコの経済改革の理論的指導者であったオタ・シクの改革プランならびにユーゴの改革構想（ユーゴの現実ではない）をも一種の指導市場経済と規定していることである。これらの改革プランはふつう市場社会主義もしくは社会主義的市場経済（Sozialistische Marktwirtschaft）と総称されているものであるが、ピユッツによれば、これらにおいては中央管理経済的調整原則が斥けられ、これに代えて市場経済的調整原則が採用されていることからして、指導市場経済のヴァリアントと解される。いふなれば東の指導市場経済であるが、西のそれとの違いは主として生産手段の所有方式に求められる（つまり前者は社会的所有、後者は私的所有）、とされる。

「全面中央管理経済」は、中央管理経済的調整原則と、経済過程の指令的中央計画の原則の二つの柱から成る。ここでは経済過程の調整はすべてひとつの中央機関によって行なわれる。したがって、個別経済の活動の自由は全面的に排除され、その計画要素または活動の内容は国家によって一方的に決められてくる。ピユッツはこの基本体制の具体的事例として、第一次ならびに第二次大戦下におけるドイツの戦争経済体制ならびにロシア革命直後の戦時共産主義や一時期のいわゆるスターリン体制を挙げている。最後に、「改革型の中央管理経済」は、中央管理経済的調整原則と、経済過程の中央計画適合的な指導の原則との組み合わせをもって特徴づけられる。この基本体制では、中央管理機関が原則として、個別経済の計画の内容を決定する。が、個別経済への国家の介入の度合は全面中央管理経済にくらべてやや緩和される。つまり、家計にたいしては職業・職場の選択や所得の使用などにかんじて自由が認められると同時に、企業にたいしても制限付ではあるが、生産計画や価格形成や賃金形成や利潤の使用などにかんじて活動の余地が与えられる。このタイプの中央管理経済の具体例としては、六〇年代後半の経済改革以後にソ連・東欧諸国において実現された諸体制が引かれている。

（四）ところで、体制類別化にかんするピユッツの分析は以上をもって尽くされているわけではない。さらに、さまざまな特殊諸原則（spezielle Prinzipien）にも注意が払われる。ここに特殊原則とは総体経済を構成する諸部分秩序のあり方を規定する原則を意味する（これに対して調整原則と従属原則は総体経済秩序のあり方を規定する一般原則 *generelle Prinzipien* である）。と同時にこれは、四つの基本体制のそれぞれを細分化するための標識でもある。いいかえれば、特殊諸原則は一般諸原則と結んで基本体制にさまざまなヴァリアントをもたらすものと解される。ピユッツはこのような特殊諸原則を二つの観点から、

つまり第一に経済循環の諸局面に即して、第二に特殊諸原則と価値観念との意味関連に注目してタイプ化しようとしている。<sup>⑧</sup>前者に関連してその概要を示しておけば次のごとくである。<sup>⑨</sup>

経済循環の諸局面に応じた特殊諸原則……生産の局面…①所有関係(私的所有や部分的国有化や全面社会的所有の原則)、②企業形態(個人企業や株式会社や協同組合や国営企業などの原則)、③経営体制(共同決定や自主管理などの原則)。交換の局面…①市場形態(公開市場や閉鎖市場の原則)、②競争関係(自由競争や競争制限の原則など)、③通貨制度(通貨創造の主体にかんする諸原則、本位制や為替相場にかんする諸原則)。所得分配の局面…①所得形成(協約所得や所得の中央決定の原則など)、②所得分配(必要原則や貢献原則)。

ジュネツツによれば、これらの特殊原則は一般原則にさまざまな形で結びつきうる。所有関係を例にとると、「私的所有の承認、部分的国有化ならびに全面社会化の三つの原則はそれぞれ、さまざまな形をとって市場経済的調整原則もしくは中央管理経済的調整原則に結びつきうる。」<sup>⑩</sup>他の特殊諸原則についても同様のことがいえる。とすれば、論理的にみて四つの基本体制のそれぞれには数多くのヴァリエーションがあることになる。

#### 註

- ① Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 26.
- ② Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 29.
- ③ Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 26.
- ④ Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 26, Ders. : Theorie. a. a. O., S. 24—25.
- ⑤ Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 38ff.
- ⑥ Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 28, 48.
- ⑦ Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 41.
- ⑧ Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 41.
- ⑨ Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 33ff. 意味関連の面からする特殊諸原則の分類は、社会的価値観念に諸原則がそれ自体直接的な関係をもつか、それとも間接的に手段として関係つけられるか、という二つの視点から行なわねばならない、と主張されている(Grund-

lagen. a. a. O., S. 35)。<sup>①</sup>が、ピュッツはこの点にかんして二、三の例、たとえば古典的自由主義における社会的価値観念——一般諸原則——特殊諸原則のあいだの意味関連を挙示するにとどまり、細目にわたる体系的な分類を行なっていない。

② Pütz : Grundlagen. a. a. O., S. 33ff.

③ Pütz : Grundlagen. a. a. O., S. 35.

### 三 ユーゲン説の評価

われわれはこれまで、ピュッツ説の柱をなす体制類別の基準と体制類別化に論点を絞り、これらにかかわる諸問題に検討を加えてきた。以上をふまえて次に、二、三の論評を加えておきたい。

(一) まず、ピュッツ説の特徴を明らかにしておかねばならない。そのいくつかはすでに指摘したところであり、一部重複するかもしれないが、総括をかねていま一度ここに整理しておこう。そのさいわれわれは、オイケン説との比較の方法をとる。このことよって、ピュッツ説をもっともよく特徴づけることができると思われる。というのも、既述のところから明らかのように、少なくともわれわれが問題にしてきた二つの論点にかんしてオイケン説の影響が多々みられるからである。

ピュッツにあっては、体制類別の視点はなによりも個別経済活動に置かれ、その相互調整(調整原則)に注意が払われる。そして調整原則に二様のものが区別され、これを標識に市場経済と中央管理経済が類別されてくる。このような視点ならば二分法は、オイケンと同様である。<sup>①</sup>また、所有方式にかんするピュッツの考え方もオイケンに近い、といえる。というのも、ピュッツにあっては、所有方式は基本体制の主要類別基準ではなく、これを細分化するための二次的な標識たる特殊諸原則のひとつに数えられているにすぎないからである。<sup>②</sup>これらから、ピュッツは自説を築くにあたってオイケン説から出発している、と解することも可能である。けれども、少なくとも意味関連にかかわる従属原則が体制類別の基準に加えられたことよって、ピュッツ説はオイケンと根本的に異なってくる。この原則をもってはじめて、基本体制を四つのタイプに区別することが可能となったわけであるが、これに関連してここで、ピュッツはどのような理由から従属原則を基準として設定したのか、という点を明確にしておきたい。

すでに指摘しておいたように、ピュッツは基本体制を類別するばあいオイケン流の調整原則はたしかに有用ではあるが、

これだけでは十分でない、と考える。なぜか。ピユッツによれば、この原則は「個別経済活動の調整にかんする論理的に可能な二つのケース」<sup>③</sup>を示すものでしかなく、そのときどきに支配する価値観または目標への関連をうちに含んでいないからである。<sup>④</sup>したがって、この「意味空疎」(Simleer)な形式的原則をもつては、現実の「意味をもつ」(Sinnfull)諸秩序または諸体制を十分に理解することはできない。このような考えから、ピユッツは意味関連にかかわる従属原則に注目した、と解される。が、これだけではない。私見によればもうひとつの理由がある。それはオイケン流の類別方法にたいするピユッツの批判にかかわる。ピユッツによれば、オイケンの方法をもってしては二つの基本体制(市場経済と中央管理経済)しか基礎づけることができない。<sup>⑤</sup>というのも、体制類別の視点で、誰が計画主体か、つまり個別経済か、それともひとつの中央機関か、に置かれたからである。したがって、オイケンの手法に従うかぎり、「第三あるいは第四の純粹形態は論理的に展開されえない」<sup>⑦</sup>ことになるだろう。第三あるいは第四の基本体制を原理的に基礎づけようとすれば、別の基準をもってこざるをえない。このようなオイケン説の批判的検討を通して、ピユッツは従属原則を類別標識に加えたと考えられる。ちなみに、オイケンにあっては「指導市場経済」<sup>⑧</sup>は第三の基本型ではなく、市場経済的な諸要素と中央管理経済的な諸要素の「混合型と規定されている。一方、ピユッツにおいては自由市場経済と全面中央管理経済はむろんのこと、「指導市場経済」も「改革型の中央管理経済」も混合体制ではなく、ひとつの独立した基本体制とされている。<sup>⑨</sup>つまり、指導市場経済は第三の従属原則(経済過程の市場適合的な指導の原則)の、改革型の中央管理経済は第四の従属原則(経済過程の中央計画適合的な指導の原則)の支配する基本体制なのである。

(一) ところで、ピユッツが第三ならびに第四の体制をそれぞれ自体ひとつのまとまりをもつ基本体制となしえたのは、結局、個別経済に計画要素と計画与件を区別し、国家の施策投入点がこれらのいずれに向けられるか、という独得の方法を採用したからである。ただ、この点にかんしていえば、計画要素と計画与件の区別は一般的に行いがたいという難点がある。つまり、両者のあいだに明確な境界線を引くことは一般的には不可能である、と考えられる。というのは、現実の動きにともなう計画与件であったものが計画要素になりうることも、体制の違いに応じて両者の内容に開きが生じてくることも十分に予想されるからである。しかしそれにもかかわらず、ピユッツ流の計画要素と計画与件の区別が、体制類別の有用な標識であることに変わりはない。

(三) 以上の特徴をもつピュッツ説はまた、比較経済体制論の角度よりみても豊かな内容を含んでいる、といえる。体制類別の標識たる一般諸原則ならびに数多くの特殊諸原則は、同時に現実の諸経済体制の比較の標識にもなりうる。これによって——少なくともオイケン流の標識をもってするよりも——ことに東西の諸体制にかんしてきめ細かな比較が可能になる、と考えられる。

## 註

- ① この点については拙稿「オイケン——新自由主義の経済秩序形態論——」をも参照されたい。
- ② オイケンを始めとするドイツ語圏の新自由主義学派の体制論では需給の調整方式が基軸となっており、所有方式には二次的な意義しか与えられていない。所有の問題にかんするカトリック・プロテスタントの立場は新自由主義学派に近いといえる。
- ③ Putz : Zur Typologie a. a. O., S. 148.
- ④ Putz : Grundlagen. a. a. O., S. 24. またまた「ノイハウザーもプロテスタント同様に、オイケンの調整システムは“Zielblind”をめぐって特異的なもの、むしろむしろ G. Neuhäuser : Die wirtschaftspolitische Konzeption als Problem der theoretischen Wirtschaftspolitik a. a. O., S. 47, Ders : Zur Klärung einiger Grundbegriffe der theoretischen Wirtschaftspolitik. in : Zeitschrift für Nationalökonomie, Bd. XVII, 1957, S. 248.
- ⑤ Putz : Zur Typologie. a. a. O., S. 148. この有名なオイケンに対する批判はプロテスタントばかりでなく、歴史学派の流れをくむ論者たち、たとえばリッパルトやワイズハルトやセラフントらにも共通してみられるものである。次の諸文献を参照されたい。  
G. Weippert : Walter Euckens Grundlagen der Nationalökonomie. in : Zeitschrift für die Gesamte Staatswissenschaft, Bd. 102, 1941/42, S. 57, 273. H. Ritschl : Wandlungen im Objekt und in der Methoden der Volkswirtschaftslehre. in Schmollers Jahrbuch, Jg. 67 Hef. 6, 1943, S. 19—20. H.—J. Seraphim : Theorie der Allgemeinen Volkswirtschaftspolitik 2 Aufl., Göttingen 1963, S. 113—116.
- ⑥ Putz : Zur Typologie. a. a. O., S. 148.
- ⑦ Putz : Theorie. a. a. O., S. 139.
- ⑧ W. Eucken : Die Grundlagen der Nationalökonomie, 8 Aufl., Berlin—Heidelberg 1967, S. 166.
- ⑨ プロテスタントの「混合」は特殊諸原則にしろてもあつて「一般諸原則にかんしては原理上不可能と考えられている」。

おわりに

以上によって体制問題にかんするピユッツ説の骨子はほぼ明らかにしえたと思う。本稿を結ぶにあたって、最初に提起した現実適合的な体制論の確立という角度から私見を述べておきたい。

さきにも指摘しておいたように、こんにち、国家なしの経済はどこにもないといっても過言ではない。東側諸国についてはいうまでもない。西側の国々においても経済にたいする影響力は日増しに強まりつつある。このような現実をふまえたばあい、われわれは体制分析にさいして「国家と経済」の問題を考慮に入れざるをえない、と考える。われわれのこのような問題意識からするならば、本稿で検討したピユッツの論説はこの問題を考えるうえで豊かな素材と分析視点（ことに、個別経済の計画要素と計画与件の区別、これらのいづれかへの国家の干与）を提供している、といえよう。むろん、「国家と経済」にかかわる問題は、ピユッツばかりでなく、西側のいわゆる混合体制にかかわる議論において、あるいは現代社会主義論の分野において多くの論者によって論じられているところでもある。が、その多くはピユッツ説に匹敵するほどの体系的な分析を含んでいるとはいいがたい。われわれは、ピユッツによって提供された素材もしくは分析視点に彫琢を加え、現実適合的な体制論の確立をめざしていきたい。